

照谷寺檀徒加入願

今般 当家菩提寺として照谷寺を希望し、入檀致したく存じますので檀徒加入の上、墓地貸与の件御承知下さいます様、此段お願い申しあげます。就きましては、左記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 一 此度 照谷寺の檀徒として入檀し、墓地の貸与を受けたる上は、照谷寺檀徒として、日蓮宗の教義に従い、宗祖奠定の大曼荼羅に帰依し、照谷寺に於いて先祖の追善供養に励み、照谷寺の法会、行事には出来得る限り参詣して現当二世の為、信仰倍増に精進する事 特に自宅仏壇には照谷寺より交付の曼荼羅を奉安する事
- 一 葬祭、年回法事等に就いては、照谷寺の法式を遵奉し、絶対に異教式を用いざるは、勿論の事、照谷寺以外の如何なる宗教団体、寺院、教会及び個人にも所属同調せず、常に宗教的行事には菩提寺たる照谷寺及び照谷寺住職を専一とする事 但し照谷寺住職の承認したる者はその限りに非らざる事
- 一 毎年規定の付届料（護持会費墓地掃除料含 他 （を完納し）尚照谷寺護持に関する定期的、或いは一時的の奉納（寄付を含む）には、出来得る限り相応に努力し法燈護持に勤める事
- 一 前三ヶ条に於いて履行不可能なる事情、或いは特別な事由發生の折は、異論なく直ちに使用墓地内の施設一切を撤去し他に移転して原型に復帰したる上返納する事
- 一 墓地使用規定を厳守する事

令和 年 月 日

願主 住所

氏名

電話番号

保証人 住所

氏名

電話番号

照谷寺住職

村上宏壽 殿

照谷寺墓地使用規定

- 一 墓地の貸与を受けたる時は規定の入檀奉納金を前納する事
- 一 墓地は三坪を越えない事
- 一 毎年規定の墓地掃除料他を納付する事 且、名義を届出で継続的に付届を負擔する者を施主と認める事
- 一 五年以上無届、又は施主の所在不明の場合は墓地使用权を失うものとする事
- 一 納骨の際は施主、又はその正当なる代理者が埋（改）葬許可証を照谷寺住職に差出し、その承認を得直ちに照谷寺所定の儀式を執行する事
- 一 墓地内には照谷寺住職の承認せざるものの造建立をなさざる事
- 一 墓地施設の際は大小に不拘ず、照谷寺住職に通報し、その立会いを受け、荷車の使用の際には特許証の交付を受けくる事 万一他に損害を与えたる場合は直ちに修理復元する事

以上